

令和元年度第1回善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 令和元年8月22日（木）午後2時～午後3時

開催場所 善通寺市役所 3階 大会議室

出席委員 松前 美津枝 坂本 光男 藤田 諭史
藤澤 孝男 杉本 多加誌 香川 宗寛
高畑 光宏 吉井 睨 大西 稔

事務局 保健福祉部長 大川 浩司
市民生活部長 加藤 光宏
保健課長 内田 弘子
税務課長 光家 利春
保健課長補佐 北谷 真有美
税務課長補佐 山下 義喜
保健課係長 山野 芳典
保健課主事 山下 直記

議事 (1) 報告事項
赤字削減・解消計画の実施状況について

(2) その他

議事録

(事務局)

これより令和元年度第1回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

日頃は、本市の国民健康保険事業に、御理解と御協力をいただきありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきありがとうございます。

私は、保健課長の内田です。よろしくお願ひいたします。

本日の議題といたしましては、赤字削減・解消計画の実施状況についての報告をさせていただきますので、御意見をいただければと存じます。

はじめに、本協議会開催にあたり、高畑会長から御挨拶をお願いします。

(会長)

みなさん、こんにちは。本日は、令和元年度第1回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席くださ

いましてありがとうございます。今回は、赤字削減・解消計画の実施状況についての報告に対し、協議会としての意見を取りまとめたいと思いますので、きたんのない御発言をお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶といたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に、本来なら、市長が参りまして御挨拶を申し上げるところですが、あいにく公務のため、代わりに保健福祉部長が御挨拶申し上げます。

(保健福祉部長)

みなさん、こんにちは。本日は、本年度第1回目の国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、公私御多忙の中、また、残暑厳しい折りに、御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃は本市の国民健康保険事業に対し格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

御案内のとおり、国民健康保険事業は、昨年4月から香川県が財政運営の主体となる広域化が開始されました。事業開始以来の大幅な制度改革でございましたが、おかげをもちまして、滞りなく運営ができております。広域化に際し、皆様方から貴重な御意見を賜りましたことには改めて御礼申し上げます。

さて、本市においては、平成29年度末に作成した赤字削減・解消計画に基づき、国保財政の健全化に努めているところであります。今回はその進捗状況を皆様に報告いたしますので、きたんのない御意見を賜りたいと思います。

最後になりましたが、本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、委員の皆様方の御指導と御助言をお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

本日の会議につきましては、運営協議会委員9名全員御出席いただいておりますので、善通寺市国民健康保険運営協議会規則第7条により有効に成立していることを御報告いたします。これ以降の会議の進行につきましては、規則第8条第1項の規定により会長にお願いします。

(会長)

それでは、これより会議を始めます。

まず、本日の会議録の署名委員を指名します。本日の会議の署名委員につきましては、杉本委員と大西委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

まず、赤字削減・解消計画の実施状況について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

赤字削減・解消計画の実施状況について報告します。

資料の1頁目を御覧ください。平成30年度から都道府県が国民健康保険の保険者になることに伴い、安定的な財政運営を図るため、運営方針を定めることが法律により義務づけられました。香川県においては、平成29年12月に香川県国民健康保険運営方針を策定しております。その方針の中で、赤字の市町は、医療費水準、保険料率の設定、収納率等について要因分析を行うとともに、県と協議のうえ、必要な取組を定めた赤字の削減・解消計画を作成し、取組の実施状況及び成果を、毎年度、市町国民健康保険運営協議会及び県に報告する。県に対する報告の際には、市町国民健康保険運営協議会における意見等を付することとする、とされています。本市も、県の運営方針に基づき、平成30年3月31日付けで赤字削減・解消計画を作成しております。

2頁目を御覧ください。計画において削減すべき赤字の定義については、厚生労働省の通知に示されており、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金と繰上充用金の新規増加分の2つとされています。今回の計画の作成にあたっては、平成28年度の決算額を基準とし、赤字額の計算を行っております。1の決算補填等目的の法定外一般会計繰入金は、平成28年度の決算額が1億3千万円であり、この金額が削減対象となります。2の繰上充用金とは、歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げてその年度に充てることができるという地方自治法の規定に基づくものです。削減すべき赤字とされる繰上充用金の新規増加分とは、平成28年度以降の繰上充用金のうち、平成27年度決算における平成28年度からの繰上充用金162,923,907円を超過する額及び累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金を除く前年度増加分が対象とされていますが、平成29年度からの繰上充用金は4,369,490円、平成30年度からの繰上充用金は0円のため、繰上充用に関しては、削減対象となる赤字はありません。よって、国や県の方針に基づき、本市が削減すべき赤字額は1億3千万円ということになります。3頁目が、1億3千万円の赤字をどのように削減していくかという計画書になります。年度別の削減予定額を、計画書の中段に記載しています。第1年次である平成30年度の削減予定額は6千7百万円です。当該年度における法定外繰入金の額を6千3百万円にすることで、平成28年度の1億3千万円と比較して6千7百万円の削減を予定しておりました。それ以降については、平成31年度で百万円、令和2年度で6千万円、令和3年度で百万円、令和4年度で百万円をそれぞれ削減し、最終的に5年間で法定外繰入金の額を0にするという計画となっております。

では、実際に平成30年度において削減できた赤字額ですが、4頁目の下段を御覧ください。当初6千3百万円の法定外繰入を予定しておりましたが、前期高齢者交付金の精算による返還金6千万円相当額の繰入のみを行った結果、計画第1年次において削減できた赤字額は7千万円となりました。5頁目が平成30年度の計画の実施状況について香川県に提出する報告書となります。以上で赤字削減・解消計画の実施状況についての報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました件について、質疑をお受けしたいと思います。

(委員)

高齢者が増加し、医療費も増大しているなかで、財政的に借入金を返済する余力も無いと思いますが、平成30年度は余剰金か何かがあって、7千万円の赤字を返還できたのでしょうか。また、平成31年度においても前期高齢者交付金の精算分6千万円を返還する予定になっていますが、これについても何かあてがあるのでしょうか。

(事務局)

県への報告書にある平成30年度の削減額7千万円という数字ですが、これは7千万円をどこかに返還したということではありません。平成30年度においては、前年度からの繰越金があったため、前期高齢者交付金の精算に伴う返還金の6千万円相当額のみを一般会計から繰入れております。平成28年度においては、1億3千万円を一般会計から繰入れておりましたので、それと比べて7千万円の赤字が解消できたということを表しております。また、前期高齢者交付金というのは、概算で交付されたものが、実績に基づき2年後に金額が確定します。平成30年度においては、平成28年度の交付額と確定額との差額である6千万円を返還しました。平成31年度においても同規模の返還を予定しておりますが、その財源といたしましては、一般会計からの繰入金を充てる予定としております。

(委員)

今回の計画における赤字というのは、国に対する返還額がそれだけあるということではないのですね。

(事務局)

今回の計画における赤字額1億3千万円とは、国に対する返還金が1億3千万円あるという意味ではありません。本来であれば、保険者が負担すべき医療費は国民健康保険税等の収入で賄うべきであります。保険税等の収入額に比べ医療費等の支出額が多かったため、不足部分について一般会計から繰入れて事業運営を行っております。この一般会計からの繰入金というのは、翌年度以降において返還の必要がないものです。しかしながら、決算補填目的の一般会計からの繰入については、削減すべき赤字であるとの国からの指導があり、今回の計画を作成しております。一般会計からの繰入額が、平成28年度の1億3千万円と比べて平成30年度においては7千万円少ない6千万円であったため、その分赤字が削減できたという考え方になります。

(委員)

広域化が実施されたことで、今回のような報告が必要になったのでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。この計画は、広域化に伴い策定された県の運営方針に基づき作成したものであり、今回の報告もその実施状況を毎年度行うという県の運営方針に基づくも

のです。

(委員)

平成31年度以降の赤字削減予定額の数字について、年度によって金額にばらつきがありますが、赤字額を計画年数で均等に割って解消するという計画でもよかったですでしょうか。

(事務局)

この計画を作成した時点で平成30年度及び平成31年度において前期高齢者交付金の精算に伴う返還金が6千万円程度あることが分かっておりましたので、その分を一般会計からの法定外繰入金で賄う予定を立てておりました。そのため、平成31年度における赤字削減額は百万円という少額になっております。令和2年度においては、計画作成時点で返還金等が未定であったため、6千万円の繰入金が不要になるのではないかとということで、同額を削減する予定としております。その結果、年度によって赤字削減額にばらつきが生じております。

(委員)

前期高齢者交付金の精算による返還とは、お金が足りないということで国からお金を借りていたのでしょうか。その辺りの仕組みの説明をお願いできますか。

(事務局)

前期高齢者交付金については、概算交付されたものが、医療費等の実績報告に基づき、2年後に交付額が確定します。概算交付額が過大であった場合には、差額を返還することになります。

(委員)

前期高齢者交付金について返還が生じたということは、高齢者数は増加しているのに、前期高齢者が予想よりも病気にかからなかったということですね。それは市の保健事業が成功しているということですか。

(事務局)

前期高齢者の医療費が見込額より少なかった要因が市の保健事業によるものかどうかの検証は行えておりません。医療費は、保険税等で賄うのが本来ではありますが、本市においてはその一部について、これまでも一般会計からの法定外繰入金で補填しておりました。昨年度からの広域化に伴い、法定外繰入金については解消すべき赤字と定義されたため、これを解消していかなければ、黒字で運営してきた市町からすれば不公平感を感じることもあり、今回の計画が必要となりました。今後もこの計画に基づき赤字を確実に解消していかなければならないと考えております。

(委員)

医療現場からの意見ですが、保険税等の入ってくるお金は決まっているので、不要な医療費を削減する取組が重要であると思います。複数の医療機関を受診している患者が同じような薬をもらっているのが現状です。お薬手帳等で確認し、話をするもありますが、現場での対応にも限界があります。市の方のレセプト突合によるチェック体制を強化する必要があると思います。

(事務局)

御意見のとおり、同一診療科目で複数の医療機関を受診したり、同じような薬が重複して処方されていたりする方がいるのが現状であります。本市においては、レセプト点検により重複・頻回・多剤の被保険者を抽出し、保健師・看護師が訪問の上、直接話をする等、対策を講じておりますが、効果が現れるまでには時間もかかるため、苦慮しているところでございます。

(委員)

団塊の世代が医療の多くかかる高齢者になって、複数の医療機関を受診したり、少しのことでも通院したりする人がいる現状を考えると、計画に基づいて解消している赤字とは別に赤字が発生する可能性があるのではないのでしょうか。

(委員)

赤字を解消するためには、保険税率を上げるしかないのでしょうか。

(事務局)

赤字を解消するために保険税率を上げて歳入を増やすというのも一つの方法であります。保健事業を強化し医療費を削減するというのも一つの方法であります。今後、高齢者の割合が大きくなり、医療費が増えることが予想されるため、保険税率の引き上げについても検討する必要があるとは思いますが。

(委員)

ジェネリック医薬品と先発医薬品について、一概にどちらが良いとは言えませんが、医療費に関しては大きな差があります。どちらを選択するかは個人の自由であります。負担割合は変わりません。医療費の削減のためにジェネリック医薬品を利用している協力的な方と先発医薬品を利用している方とでは総医療費について雲泥の差が生じていると思います。不公平感を感じる方もいるのではないのでしょうか。

(事務局)

計画について補足説明ですが、広域化が実施される以前は、法定外繰入について国や県からの指導はありませんでした。本市においては、毎年度、一般会計から1億3千万円繰入れるという計画を立てておりました。また、翌年度からの繰上充用も活用し、な

んとか運営しておりました。しかしながら、広域化に伴って、決算補填目的の法定外繰入や新たな繰上充用については削減すべき赤字であると定義され、それを解消する計画を作成するようにとの指導が国や県からあったため、この計画を作成しております。

平成28年度までは、1億3千万円の法定外繰入を実施して事業運営を行っておりましたが、平成29年度においては黒字決算となり、翌年度への繰越金もできたため、平成30年度の法定外繰入額は6千万円で済みました。その結果、差額の7千万円の赤字が解消できたという今回の報告になります。しかしながら、平成30年度決算における単年度実質収支の額をみれば大変厳しい財政状況ではあります。

平成31年度においても前期高齢者交付金の精算に伴う返還金があり、その財源については保険税率の改正により捻出するのではなく、平成30年度と同じように一般会計からの法定外繰入を予定しております。そのため、本年度における赤字の解消額は計画書のとおり少額になる予定であります。

健全な財政運営のために保険者としてできることは、皆様が健康でいられるよう保健事業を強化し重症化予防等に努めることや、レセプト点検によって抽出した重複・頻回受診者に対して指導を行い、不要な医療費を少しでも削減していくことです。また、ジェネリック医薬品の利用促進については、保険証送付の際にジェネリック医薬品希望カードを併せて送付する等、周知に努めており、利用率も7割後半まで上昇しております。このような取組が保険者努力支援制度において加点され、国からの交付金額に反映されます。一方、令和2年度からは、決算補填目的の法定外繰入については減点対象となり、国からの交付金が減額となることが決定しております。財源を少しでも確保するため、今回の計画に基づき確実に赤字を削減し、国からの交付金額が少しでも多くなるよう努力してまいります。

(委員)

そのような制度があるのであれば、ジェネリック医薬品を利用することでの効果を市民に周知することで、心ある人は協力してくれるのではないのでしょうか。

(事務局)

出前講座等の折りに、市民の方への周知に取り組みたいと思います。

(委員)

平成30年度の広域化に伴い、県が保険者となりましたが、今後も市で決算を出す必要があるのでしょうか。

(事務局)

県も保険者となり財政運営の責任主体となりましたが、これまでどおり保険者ごとの予算があるため、今後も各市町で決算を行う必要はあります。

(会長)

他に御意見ございませんか。まとめに入ってもよろしいでしょうか。委員の皆様も戸惑いがあるのではないのでしょうか。ひとつはこの計画が分かりにくいということがあると思います。今回の県への報告の対象となる平成30年度における赤字削減・解消計画の実施状況の評価ですが、赤字を7千万円削減できており、数字上は問題がないように思われます。しかしながら、委員の皆様が不安に思っているのは、2年目以降も計画どおりに削減できるのかという点ではないかと思います。具体的な取組について考えて実行することが、この計画の今後の課題であるように思われます。本運営協議会としては、そのような意見になるかと思いますが、よろしいでしょうか。

赤字削減・解消計画の実施状況について、県への報告の際に協議会の意見等を付すことになっているようでありますので、事務局の方で今回の意見をまとめて、報告するようお願いいたします。

(会長)

これで、議事は終了しましたが、他に国民健康保険事業に関して意見等はありませんか。ないようですので、本日の協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

一点ほど報告がございます。現在の委員の皆様の任期が、本年10月31日で満了となるため、委員の改選を予定しております。また、現在の委員の皆様の任期は、2年でございますが、平成30年4月の規則改正によって、次の委員から3年に変更されます。今後ともよろしく願いいたします。

(会長)

今の報告に関して何か質問はありませんか。ないようですので、以上で本日の国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。